



令和4年度

大石田町支援事業 便覧パンフレット

(令和4年4月現在)

ライフステージ別



町が実施する各種支援事業を「就職」や「結婚」などライフステージごとに取りまとめたパンフレットを作成しました。ぜひ、お手元に保存いただき、各種支援事業の活用にお役立てください。

※一部国や県が実施するもので、町が窓口になっている支援事業を含みます。

※このパンフレットは令和4年4月1日現在の情報を掲載しています。各支援事業については、予算に限りがある場合や、内容に変更がある場合がありますので、記載の問合せ先にご確認ください。



住居支援



事業名/問合せ先	概要	対象	金額等
小型除雪機購入費補助事業/ まちづくり推進課 政策推進G ☎35-2111 (内線223)	小型除雪機等を購入する場合、購入費の一部を補助します。	家庭用除雪機械 購入者	対象経費の1/10 (上限5万円)
住宅リフォーム総合支援事業/ 建設課 管理G ☎35-2111 (内線233)	一定の要件を満たした住宅 リフォーム工事に対して補助 金を交付します。	対象工事実施者	24万円~45万円
新規就農者定住促進支援事業/ 産業振興課 農林G ☎35-2111 (内線142)	新規就農者の家賃等の一部 を補助します。	50歳未満の新規就農者	月額2万5000円まで
浄化槽設置整備事業/ 建設課 建設G ☎35-2111 (内線243)	下水道区域外及び農業集落 排水区域外で既存住宅に新 規に浄化槽を設置する場合 に補助金を交付します。	浄化槽設置者	35万2000円~ 67万8000円
浄化槽整備促進事業/ 建設課 建設G ☎35-2111 (内線243)	浄化槽設置整備事業補助金 を受ける場合に補助金を交 付します。	浄化槽設置者	16万円~26万5000円
浄化槽設置改造資金融資 あっ旋利子補給制度/ 建設課 建設G ☎35-2111 (内線243)	浄化槽設置整備事業補助金 を受ける場合に工事用資金 の融資のあっせん及び利子 の一部を補給します。	浄化槽設置者	年利3%に相当する 利子

出産支援



事業名/問合せ先	概要	対象	金額等
出産祝金事業/ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線134)	赤ちゃんが生まれた時に、 1人目5万円、2人目10万 円、3人目以降20万円を支 給します。	赤ちゃんの保護者 ※転入時点で0歳児 の赤ちゃんの保護 者の方も対象です。	1人目: 5万円 2人目: 10万円 3人目以降: 20万円
妊婦健康診査費用助成事業/ 保健福祉課 保健医療G ☎35-2111 (内線172)	妊婦健康診査に係る費用の 一部を助成します。	町内に住所を有する 妊婦	上限10万2400円
出産支援給付金事業/ 保健福祉課 保健医療G ☎35-2111 (内線172)	出産費用を一部助成します。	新生児の保護者 (父又は母)	新生児1人につき 5万8000円

就職支援



事業名/問合せ先	概要	対象	金額等
資格取得支援事業/ 産業振興課 商工観光G ☎35-2111 (内線145)	仕事の能力向上のため資格 を取得する費用の1/2を 助成します。	町内に住所を有して いて就労のために資 格を取得する方	1/2助成 ※求職者及び非正規 雇用者は上限10万 円・正規雇用者は 上限5万円
6次産業化等支援事業/ 産業振興課 商工観光G ☎35-2111 (内線145)	町の資源や特性を活かした 特産品の開発や6次産業化 の推進に要する経費に対し て助成します。	町内に住所を有して いて特産品の開発及 び販路拡大を行う事 業者	上限10万円
農業次世代人材投資事業/ 産業振興課 農林G ☎35-2111 (内線143)	次世代を担う農業者となる ことに強い意欲のある方に 就農直後の経営を支援します。	50歳未満の新規就農 者	経営開始資金 最長3年 最大150万円 (各年)
元気な新規就農者支援事業/ 産業振興課 農林G ☎35-2111 (内線142)	新規就農者の農業用機械等 購入費用や農地賃借料の一 部を助成します。	就農から5年以内の 新規就農者	①農業用機械等購入費用 の1/2で上限50万円 ②農地賃借料の1/2で 上限10万円
狩猟者確保対策事業/ 産業振興課 農林G ☎35-2111 (内線144)	狩猟免許の取得に要する経 費に対して補助金を交付し ます。	65歳以下で 新たに狩猟 免許を取得 した方	下記①~⑤の対象額の合計 金額で上限10万円 ①狩猟免許取得経費の1/2 ②銃所持許可取得経費の1/2 ③銃器、銃保管庫等購入経 費の1/3 (上限5万円) ④猟友会入会費の1/2 ⑤医師診断書料の1/2

結婚支援



事業名/問合せ先	概要	対象	金額等
結婚新生活支援事業/ まちづくり推進課 政策推進G ☎35-2111 (内線223)	結婚に伴う新生活スタート のための費用(家賃、引越 費用など)を支援します。	令和4年1月1日~ 令和5年3月31日に 入籍した世帯(所得・ 年齢制限あり)	1世帯当たり上限 30万円

住居支援

事業名/問合せ先	概要	対象	金額等
定住促進助成事業/ まちづくり推進課 生活安全G ☎35-2111 (内線225)	住宅を新築又は新築・中古 住宅を購入する方に助成金 を交付します。	住宅を新築又は新築 や中古住宅を購入す る方	新築住宅: 上限100万円 中古住宅: 上限75万円
空き家バンク登録促進事業/ まちづくり推進課 生活安全G ☎35-2111 (内線225)	登録した方を対象に、家財 道具の処分や庭木の手入れ などに要する費用の一部を 補助します。	空き家バンクに登録 した方	家財道具処分等の対 象経費(上限3万円)
空き家バンク活用促進事業/ まちづくり推進課 生活安全G ☎35-2111 (内線225)	空き家バンクを通して契約 された物件のリフォーム費 用の一部を補助します。	空き家バンク登録物 件を購入等の契約を した方	対象経費の1/2 (上限50万円)



子育て支援

事業名／問合せ先	概要	対象	金額等
在宅保育支援事業／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線134)	満3歳までの児童のうち、 家庭で保育をする保護者に 助成金を支給します。	出生後3か月～満3 歳を経過する子を家 庭で保育する保護者	月額5000円

保育園支援



事業名／問合せ先	概要	対象	金額等
副食費助成事業／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線134)	保育園に入所する3～5歳児 の副食費で国の免除対象外の 方に対して、町が助成します。	保育園の利用者	全額
保育料助成事業／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線134)	保育料第4階層までを無料、 第5階層以上を半額にしま す。また、法律に基づく軽 減措置に該当しない18歳未 満の子どもが2人以上いる 世帯の子どもは、保育料を 減免(2割～全額)します。	保育園の利用者	第4階層まで保育料 無料 第5階層以上保育料 半額
子育て支援センター／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線134)	『にじっこひろば』と『おひ さまランド』、2つの子育て支 援センターでは、子育てをす る皆さんを応援しています。	就学前の児童及び 保護者	利用料無料

小・中学校支援



事業名／問合せ先	概要	対象	金額等
要保護及び準要保護児童 生徒就学援助事業／ 教育文化課 学校教育G ☎35-2111 (内線255)	経済的な理由により、小・ 中学校への就学が困難と認 められる児童生徒の保護者 に対して、学用品費・学校 給食費など学校に係る費用 の一部を援助する制度です。	町内の小・中学校に在学す る児童生徒で、生活保護法 に準ずる程度に生活が困 窮しており、町教育委員会 が援助の必要を認めた(要 保護・準要保護児童生徒認 定基準事項に該当する)世 帯のお子さんの保護者	学用品費、学 校給食費など 国で定めた基 準をもとに、 就学援助費を 算定しています。
小中学校における修学旅行の 応援金支給事業／ 教育文化課 学校教育G ☎35-2111 (内線255)	修学旅行に要する経費の一部 を支給し、保護者の負担 軽減及び義務教育の円滑な 運営を図るための制度です。	町内の小・中学校に就学 している児童及び生徒の うち、修学旅行に参加し た者の保護者又はやむを 得ない事由により、修学 旅行を中止されたことに より発生するキャンセル 料を負担する保護者	支給対象 児童1人当たり 5000円 生徒1人当たり 2万円
特別支援教育就学奨励事業／ 教育文化課 学校教育G ☎35-2111 (内線255)	小・中学校の特別支援学級 等に在籍している児童生徒 の保護者に対して、学用品 費・学校給食費など、学校 に係る費用の一部を補助し、 経済的負担を軽減するた めの制度です。	町内の小・中学校の特別 支援学級等に在籍してい る児童生徒の保護者(世 帯の収入状況を調査し認 定します。)	学用品費、学 校給食費など 国で定めた基 準をもとに、 就学奨励費を 算定しています。

子育て支援



事業名／問合せ先	概要	対象	金額等
ようこそ赤ちゃん応援 メッセージ・ギフト事業／ 保健福祉課 保健医療G ☎35-2111 (内線172)	応援メッセージ・ギフトを 対象者に配布します。	妊婦及び生後4か月 までの乳児	応援メッセージ・ ギフト
乳児家庭全戸訪問事業／ 保健福祉課 保健医療G ☎35-2111 (内線172)	生後4か月までの乳児のい るすべての家庭を訪問し支 援を行います。	生後4か月までの乳児 のいるすべての家庭	家庭を訪問し支援
新生児聴覚検査費用助成 事業／ 保健福祉課 保健医療G ☎35-2111 (内線172)	新生児聴覚検査費用の一部 を助成します。	新生児	3000円
産後ケア事業／ 保健福祉課 保健医療G ☎35-2111 (内線172)	産後の育児不安等で支援が 必要な方に、宿泊型・デイ サービス型・訪問型の産後 ケアサービスを提供します。	町内に住所がある出 産後1年未満の母子 で支援が必要な方	産後ケアサービス料 の一部助成
子育て支援医療給付／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線134)	0歳から高校3年生(18歳 の誕生日以後の最初の3月 31日)までの子どもの医療 費(保険診療分)を全額助 成します。	0歳から高校3年生 (18歳の誕生日以後 の最初の3月31日) までの子ども	医療費(保険診療分) を全額助成
ひとり親家庭等医療給付／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線134)	18歳以下の児童がいるひと り親家庭等の医療費につい て、保険診療分の自己負担 額を全額助成します。	18歳以下の児童がい るひとり親家庭等の 医療費※所得要件や 就労要件があります。	医療費(保険診療分) を全額助成
児童手当／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線134)	生まれてから中学校修了ま での児童を養育している保 護者に年3回(6月、10月、 2月)手当を支給します。	生まれてから中学校 修了までの児童を養 育している保護者	児童数や所得により 支給額が変わります。
児童扶養手当／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線134)	ひとり親家庭や、父又は母 が重度の障がい・行方不明 などの家庭に年6回(1月、 3月、5月、7月、9月、11 月)手当を支給します。	ひとり親家庭や、父 又は母が重度の障が い・行方不明などの 家庭	支給期間は児童が18歳 になった年度末までで (児童に一定の障がい がある場合は20歳)、 児童数や所得額などで 支給額が変わります。
特別児童扶養手当／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線134)	心身に一定の障がいのある 児童(20歳未満)を養育し ている方に支給します。	心身に一定の障がい のある児童(20歳未 満)を養育している方	等級によって異なり ます。
医療的ケア児に関する相談 窓口／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線133)	医療的なケアを必要とする 児童とその保護者に各種支 援の情報提供を行います。 (通院支援、災害時支援ア プリア、通所支援など)	医療的なケアを必要 とする児童	支援ガイドブックの 配布、各種制度の利 用。

障がい者支援



事業名／問合せ先	概要	対象	金額等
補装具の購入等費用の支給／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線133)	補聴器や義足など、身体障がいに応じた補装具購入に係る費用を支給します。	身体障がい者手帳所持者	補装具に応じて定められている基準額の9割を支給します。(負担上限月額あり)
日常生活用具給付等事業／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線133)	ストマ用装具、入浴補助用具、特殊寝台、障がいに応じて、自立した日常生活に必要な用具を支給します。	身体障がい者手帳所持者	用具に応じて定められている基準額の9割を支給します。(負担上限月額あり)
福祉タクシー／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線133)	身体障がい者及び知的障がい者にタクシー券を交付します。	次の障がい者手帳所持者 ●下肢・移動機能障がい1～4級 ●視覚・体幹・内部障がい1～3級 ●療育手帳A ●療育手帳B ※ただし18歳以上の者で自動車運転免許を取得していない方	基本料金の9割分のタクシー券(上限36枚)
障がい福祉サービス／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線133)	障がいのある方の状況にあったサービスを申請に応じて給付します。※ホームヘルプ、ショートステイ、就労支援、通所など	社会生活上、介護や訓練が必要な障がいのある方	サービスに係る費用の9割を支給します。(負担上限月額あり)
通所特定費用助成／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線133)	児童発達支援事業所等にて提供される食事に係る実費負担分に対して助成します。	児童発達支援等を利用している児童のうち、満3歳になって初めての4月1日から小学校就学前までの児童の保護者	食事の提供に係る費用として支払った金額。ただし、対象児童1人につき、1か月当たり4500円を限度とする。
障害児福祉手当・特別障害者手当／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線133)	重度障がいのため、日常生活で常時介護を必要とする方に対して手当を支給します。	重度の障がいがあるため、日常生活で常時介護が必要な在宅の方 ※特別障害者手当…20歳以上 障害児福祉手当…20歳未満	国が定める金額を年4回に分けて支給します。 ※所得制限があります。
軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入補助事業／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線133)	身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度及び中等度の難聴児に係る補聴器購入費用を助成します。	18歳未満の難聴児で、補聴器の装用により、言語習得等一定の効果が期待できると医師が判断した方	補聴器の種類に応じて定められている基準額の2/3を限度として支給します。
障がい者等自動車改造費助成事業／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線133)	身体障がい者又は障がい者介護用の自動車改造費等に係る費用を助成します。	障がい者等又は障がい者等と生計を一にする者で、身体障がい者の自立や介護者の負担軽減のため自動車の改造が必要な方	①身体障がい者用自動車(本人運転・所有)⇒改造費用上限10万円 ②重度身体障がい者介護用自動車(本人又は家族所有)⇒改造費用又は購入費用(同型車との差額)上限20万円

高校・進学支援

事業名／問合せ先	概要	対象	金額等
私立高等学校生徒学費補助事業／ 教育文化課 学校教育G ☎35-2111 (内線252)	私立高等学校に在学している生徒の就学に係る保護者等の負担軽減を図るための制度です。	毎年6月1日において、私立高等学校に在学している生徒を有し、大石田町に住所を有する保護者等で、その世帯が、大石田町私立高等学校生徒学費補助金交付規程第3条に該当する方	私立高等学校に在学する生徒1人につき年額2万円以内

障がい者支援

事業名／問合せ先	概要	対象	金額等
身体障がい者手帳に関する手続き／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線133)	身体障がい者手帳は、身体機能に一定の障がいがあることを証明するもので、各種福祉制度を利用する際に必要です。	目、耳、口、手足、内臓などに一定程度以上の永続する障がいを有すると判定された方	税金、公共料金など各種優遇措置があります。障がい者雇用や福祉サービスの円滑利用が可能です。
療育手帳に関する手続き／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線133)	療育手帳は、知的機能に障がいがあり、社会生活上の適応障がいがあると判定された方に交付します。	知的機能に障がいがあり、社会生活上の適応障がいがある方	税金、公共料金など各種優遇措置があります。障がい者雇用や福祉サービスの円滑利用が可能です。
精神障がい保健福祉手帳に関する手続き／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線133)	精神障がい保健福祉手帳は、一定程度の精神障がいがあることを認定した方に交付します。	精神障がいのため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方	税金、公共料金など各種優遇措置があります。障がい者雇用や福祉サービスの円滑利用が可能です。
重度心身障がい(児)者医療給付／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線134)	重度な障がいをお持ちの方の医療費に、保険診療分の自己負担額を助成します。	身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級をお持ちの方	本人と扶養者の所得税が課税:自己負担金あり(保険診療分の1割) 非課税:自己負担金なし(保険診療分)
自立支援医療制度(更生医療・育成医療)／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線133)	身体上の障がいを軽くしたり、取り除いたりする手術等の医療費負担を軽減します。	更生医療: 18歳以上の身体障がい者手帳所持者 育成医療: 18歳未満の身体に障がいを有する児童	指定した医療機関と薬局の窓口負担が原則1割になります。(負担上限月額あり)
自立支援医療制度(精神通院医療)／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線133)	精神通院に係る医療費(診療費と薬代)の自己負担を原則1割に軽減します。	精神疾患の治療や再発防止のために継続的に通院医療が必要な方	指定した医療機関と薬局の窓口負担が原則1割になります。(負担上限月額あり)

高齢者支援



事業名／問合せ先	概要	対象	金額等
一人暮らし高齢者等除雪費助成金支給事業／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線130)	自力で除雪できない一人暮らし高齢者等に対して、除雪に要した費用の全部又は一部を助成します。	65歳以上高齢者世帯等	課税世帯：1万円 非課税世帯：3万5000円 ※豪雪対策本部設置の場合：4万5000円
灯油購入費助成金支給事業／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線130)	生活困窮世帯等を対象に灯油購入に要する費用の一部を助成します。	75歳以上高齢者世帯等	5000円
長寿祝金祝品支給事業／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線130)	町内に居住する高齢者に対し、長寿祝金、祝品を支給し、長寿を祝福します。	数え88歳、数え99歳、数え100歳	数え88歳：5000円 数え99歳：1万円 数え100歳：10万円
高齢者タクシー事業／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線130)	70歳以上の高齢者世帯で、自家用車を所有していない、又は運転できない者にタクシー券を配布します。	70歳以上高齢者	基本料金の9割分のタクシー券（上限36枚）
リフト付タクシー事業／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線130)	リフト付タクシーを利用する場合に利用料金の一部を助成します。	在宅で介護4又は介護5の認定を受けた方 身体障がい者1級又は2級の交付を受けた方	5000円分のタクシー券（上限12枚）
緊急通報支援事業／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線130)	一人暮らし高齢者等の急病、事故及び火災等の緊急事態に対処するため、緊急通報システムの月額利用料の一部を町が負担します。	65歳以上の一人暮らし高齢者等	月額利用料の9割を町が負担
運転免許証自主返納支援事業／ まちづくり推進課 生活安全G ☎35-2111 (内線225)	運転免許証を自主返納された65歳以上の方にタクシー券を配布します。	運転免許証を自主返納される65歳以上の方	タクシー利用券 2万円分（500円×40枚）

介護（予防）支援

事業名／問合せ先	概要	対象	金額等
介護用品支給事業／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線132)	居宅において高齢者等を介護している場合に介護用品を支給し援助するものです。	本人が非課税で要介護認定を受けた方(要支援2、要介護1～5)、身体障害者手帳(1、2級)・療育手帳A所持者、医療的ケア児	非課税世帯： 月額5000円 課税世帯： 月額2000円
配食サービス (大石田町食の自立支援事業)／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線132)	一人暮らしの高齢者等を対象に月2回程度、ご自宅にお弁当を配達します。	一人暮らしの高齢者等	1食600円 (自己負担1食200円)
いきいき百歳体操／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線132)	元気な100歳を目指して介護予防（軽体操と仲間づくり）のためにみんなで行う体操です。	どなたでも	なし（自己負担なし）